

独立行政法人国民生活センター役員の退職金に係る  
業績勘案率（案）について

平成22年 月 日  
内閣府独立行政法人評価委員会

独立行政法人国民生活センターの退職役員に関する業績勘案率（案）については、以下のとおりとする。

理事長 XXXXXXXXXX 業績勘案率は、1.0とする。

（決定の方法）

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」（平成17年8月23日内閣府独立行政法人評価委員会決定）に基づき決定

（決定の理由）

平成22年 月 日開催の国民生活センター分科会において審議  
業績勘案率（算定方法は別紙）1.0を基本とし、退職した役員の業績等について、法人から説明を受け審議したところ、基準業績勘案率を変更すべき特段の事情はないと判断し、業績勘案率（案）を「1.0」にすることに決定した。

(別紙)

前理事長の基準業績勘案率の算定

1. 業績勘案率の算定期間 平成19年4月1日～平成22年3月31日

2. 算定方法

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」2.(1)に基づき、退職した役員が在職した各事業年度毎に基準値を設定し、各事業年度毎の在職月数に応じて加重平均した値(小数点第2位以下は四捨五入)を基準業績勘案率とした。

(1) 各事業年度の基準値(職責にかかる項目数により算定)

① 平成19年度(W)

$$\begin{array}{ccccc} A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 55 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 55 = 4.0 \end{array}$$

$$\underline{W=1.0}$$

② 平成20年度(X)

$$\begin{array}{ccccc} A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 61 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 61 = 4.0 \end{array}$$

$$\underline{X=1.0}$$

③ 平成21年度(Y)

$$\begin{array}{ccccc} A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 61 \times 4 + 2 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 63 = 4.0 \end{array}$$

$$\underline{Y=1.0}$$

(2) 基準業績勘案率の算定

$$(W \times 12月 + X \times 12月 + Y \times 12月) / 36月 = \text{基準業績勘案率}$$

$$(1.0 \times 12月 + 1.0 \times 12月 + 1.0 \times 12月) / 36月 = \underline{1.0}$$